

ご存知ですか
道路法第24条

自動車の車庫等への乗り入れは 歩道・L形側溝の切り下げの承認を必要とします。



Q 駐車場への出入り、ビル建設などの工事車両の一時的な歩道やL形側溝への乗り入れのときはどうするの？

A 国道、都道、区道のそれぞれの道路管理者への歩道、L形側溝の切り下げ工事承認を得る必要があります。

歩道・L形側溝の切り下げの承認は、それぞれの道路管理者から受けます。

歩道・L形側溝の切り下げの工事は規定に従い、自分自身（申請者）の負担で行ないます。

道路は公共の共有財産です。すべての人が安心して通行できるよう、原則的に自動車が歩道、L形側溝に乗り入れすることは禁止されています。駐車場などで継続的に乗り入れをする場合は、その道路の管理者（国、東京都、区）の承認を受けなければならないのです。

申請が承認されると、申請者自身の費用で歩道、L形側溝の補強等の工事を行なわなければなりません。道路管理上必要な条件に基づき、自動車が通れるように道路の補強をしていただきます。



この工事は、皆様が道路管理者にかわって行なう工事です。承認工事はみんなの安全を守るために必要なことです。分からないことがありましたら、**窓口でお気軽にご相談ください。**

申請内容の説明

説明に必要な設計図書（平面図・横断面図等や地域状況の分かる写真等）を持参の上必要な説明をしてください。

申請内容の提出

申請書の提出は、原則的に工事開始予定日より2週間前にお願ひします。

所轄警察署の道路使用許可

所轄警察署で道路使用許可申請し、道路使用許可を受けてください。

承認書の発行

窓口にて承認書を発行します。

申請内容の審査

申請書内容について、基準や現場状況を踏まえた詳細な審査を行ないます。

着手届の提出

着手届を提出してください。

しゅん工届の提出

工事完了に伴いしゅん工届を提出してください。

工事完了検査

工事完了後、担当者による工事完了検査を行ないます。

承認基準

● 道路管理上及び交通安全上の観点から下記の基準等により、承認できない場合があります。

車両乗り入れ施設は、原則として次に掲げる①～⑨までの場所以外に設けるものとします。ただし、沿道状況、利用状況等を勘案し、交通安全上特に支障がないと認められる場合には、②から④及び⑥) は適用しないことができます。

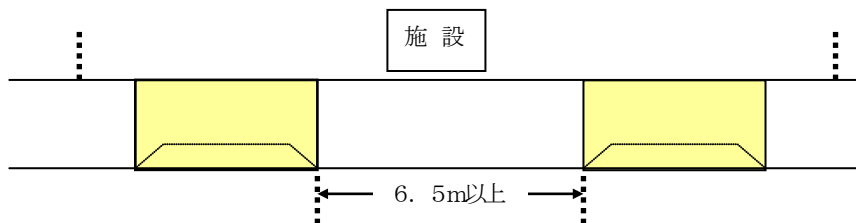
- ① 横断歩道及びその前後5m以内の部分。
- ② トンネル、洞門等の前後50m以内の部分。
- ③ バスの停留所、路面電車の停留所、ただし停留所を表示する標柱又は標示板のみの場合は、その位置から前後10m以内の部分。
- ④ 地下道、地下鉄の出入り口及び横断歩道の昇降口から5m以内の部分。
- ⑤ 交差点（総幅員7m以上の道路の交差する交差点をいいます。）及び交差点の側端又は道路の曲がり角から前後5m以内の部分。
- ⑥ バスの停車帯の部分。
- ⑦ 橋の部分。
- ⑧ 横断歩防止柵、ガードレール及び駒止め（車止め）が設置されている部分。ただし交通安全上特に支障がないと認められる区間を除く。
- ⑨ 道路照明灯、交通信号機等の移転が必要となる箇所。ただし管理者が移転を認めた場合を除きます。

- ※ 街路樹の移植等を伴う場合など、切下げのできないこともありますので、早めに担当者にご確認ください。
- ※ 車両乗り入れ施設の設置等については、建築設計の段階でご相談いただくことをお勧めします。

車両乗り入れ施設の設置

車両乗り入れ施設を設置するに当たっては、原則として以下によるものとします。

- ① 同一収容施設に乗り入れを設置する数は2箇所までとし、その離隔は6.5m以上とします。



- ② 車両乗り入れ施設を近接して設置する場合の正接間の離隔は3.5m以上とします。

